

広島県告示第七百六号

りん含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成十九年六月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

りん含有量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

りん含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百三十号）の一部を次のように改正する。

第四の二のQpi中「（平成十四年十月一日以後に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第四関係）

整理番号	業種その他の区分	りん含有量 （単位 リットルにつきミリグラム）		備考
		既設	新增設	
二	畜産農業	(1) 三〇	(2) 九	
三	天然ガス鉱業	三	二	
四	非金属鉱業	三	二・五	
五	肉製品製造業	一六	八	
六	乳製品製造業	一一	四・五	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く。）	一二	五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	五・五	五・五	
九	寒天製造業	五・五	三・五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	六	五・五	
一一	水産練製品製造業 （前項に掲げるものを除く。）	七・五	五	
一二	冷凍水産物製造業	七・五	五	
一三	冷凍水産食品製造業	一二	八	
一四	水産食料品製造業 （整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	一二	八	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	七・五	三・五	
一六	野菜漬物製造業	六・五	五・五	
一七	味そ製造業	六	三・五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	八・五	五	
一九	うま味調味料製造業	三	一・五	
二〇	ソース製造業	五・五	三・五	
二一	食酢製造業	五・五	三・五	
二二	砂糖精製業	四	三・五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五・五	三・五	

九五	乾式法による繊維板製造業	二・五	二	
九四	セロファン製造業	二・五	二	
九三	重包装紙袋製造業	二・五	二	
九二	段ボール製造業	二・五	二	
九一	塗工紙製造業	二・五	二	
九〇	手すき和紙製造業	二・五	二	
八九	機械すき和紙製造業	二・五	二	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	二	一	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	二	一	
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	二	一	
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	二	一	
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	二	一	
八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの	二	一	
八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	二	一	
八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの	二	一	
八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	二	一	

九六	織維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二・五	二	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二・五	二	
一〇〇	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	四	三	
一〇一	製版業	四	三	
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二六・五	二六	
一〇三	複合肥料製造業	二六・五	二六	
一〇四	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	二	一	
一〇五	ソーダ工業	二	一	
一〇六	電炉工業	二		
一〇七	無機顔料製造業	四	二・五	
一〇八	無機化学工業製品製造業 (前三項に掲げるものを除く。)	三・五	二・五	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一、八とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、四とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、四とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	二	一	

一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二四、八とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、四とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業 （整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、四とする。
一一五	脂肪族系中間物製造業	二	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、四とする。
一一六	メタン誘導品製造業	二	一	
一一七	発酵工業	二	一	
一一八	コーラル製品製造業	二	一	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	三・五	二・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二四、八とする。
一二〇	プラスチック製造業	二	一	
一二一	合成ゴム製造業	二	一	
一二二	有機化学工業製品製造業 （整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	三・五	二	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、三とする。
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	一	

一四二	セラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	二	一	
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	二	一	
一三九	香料製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二	一	
一三八	合成香料製造業	二	一	
一三七	農薬製造業	二	一	
一三六	火薬類製造業	二	一	
一三五	動物用医薬品製造業	二	一	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	一	
一三三	生物学的製剤製造業	二	一	
一三二	医薬品製剤製造業	二	一	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	二	一	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六、三とする。
一二九	塗料製造業	二	一	
一二八	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二	一	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	二	一	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二・五	二	
一二五	合成繊維製造業	二	一	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	一	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗淨工程に係るもの	二	一	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	二	一	
一五〇	石油コークス製造業	二	一	
一四九	コークス製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二	一	
一四八	潤滑油製造業	二	一	
一四七	石油精製業	二	一	
一四六	化学工業 (整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	二	一	
一四五	イオン交換樹脂製造業	二	一	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	二	一	
一四三	写真感光材料製造業	二	一	

一五三	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)		三	二・五	
一五四	なめしかわ製造業		八・五	八	
一五五	毛皮製造業		三	三	
一五六	板ガラス製造業		二	一	
一五七	板ガラス加工業		二	一	
一五八	ガラス製加工素材製造業		二	一	
一五九	ガラス容器製造業		二	一	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業		二	一	
一六一	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業		二	一	
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業		二	一	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)		二	一	
一六四	ガラス・同製品製造業 (整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)		二	一	
一六五	生コンクリート製造業		二	一	
一六六	コンクリート製品製造業		二	一	
一六七	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)		二	一	
一六八	黒鉛電極製造業		二	一	
一六九	砕石製造業		二・五	二	
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業		二・五	二	
一七二	うわ薬製造業		二・五	二	
一七三	高炉による製鉄業		二	一	
一七五	フェロアロイ製造業		二	一	
一七六	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)		二	一	
一七八	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)		二	一	
一七九	熱間圧延業 (整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)		二	一	
一八〇	冷間圧延業 (整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)		二	一	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業		二	一	
一八二	鋼管製造業		二	一	
一八三	伸鉄業		二	一	
一八四	磨棒鋼製造業		二	一	
一八五	引抜鋼管製造業		二	一・五	
一八六	伸線業		二	一	

二〇二	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	四	二・五	(一) 溶融めつき 工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、四・五とする。 (二) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を
二〇一	電気めつき業	四	二・五	
二〇〇	非鉄金属製造業	二	一	
一九九	鉄鋼業 (整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	二	一	
一九八	鉄粉製造業	二	一	
一九七	可鍛鉄製造業	二	一	
一九六	鑄鉄管製造業	二	一	
一九五	銑鉄鑄物製造業 (次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	二	一	
一九四	鑄鋼製造業	二	一	
一九三	鍛工品製造業	二	一	
一九二	鍛鋼製造業	二	一	
一九一	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	二	一	
一八九	めつき鋼管製造業	二	一	
一八八	亜鉛鉄板製造業	二	一	
一八七	ブリキ製造業	二	一	

二〇三	一般機械器具製造業							
二〇四	プリント回路板製造業							
二〇五	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信 機械器具製造業、電子部品・電子デバ イス製造業を含む。)			二・五	二			設置するもの に限る。)に あつては、第 三欄の値は、 それぞれ同欄 の順序に従い、 五〇、八・五 とする。
二〇六	輸送用機械器具製造業			四	三			自動車・同付属 品製造工程(り ん又はその化合 物による表面処 理施設を設置す るものに限る。) にあつては、第 三欄(1)の値は、 六とする。
二〇七	精密機械器具製造業							
二〇八	ガス製造工場			三・五	二・五			
二〇九	下水道業			三	二			(一) 活性汚泥法、 標準散水ろ床 法その他これ らと同程度に 下水中のりん を除去できる 方法より高度 に下水中のり んを除去でき る方法により 下水を処理す るもの(高濃 度のりんを含 有する汚水を 多量に受け入

二二〇	空瓶卸売業	四・五	三	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの(二) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。) 第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、三とする。
二二一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)	五	四・五	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	一〇	四・五	
二二三	飲食店	八	五	
二二四	宿泊業	五	四・五	
二二五	リネンサプライ業	八	六	
二二六	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)	八	六	
二二八	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	四・五	三・五	
二二九	自動車整備業	四・五	三・五	
二二〇	病院	五	四・五	
二二一	し尿浄化槽 (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。)	四	二	

<p>(整理番号五の項から同五〇の項まで、同二一二の項及びこの項の二に掲げるものを除く。)</p>	<p>四 木材・木製品製造業 (整理番号六九の項から同七五の項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>四・五</p>	<p>四・五</p>	<p>五 窯業土石製品製造業 (整理番号一五六の項から同二二〇の項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>四・五</p>	<p>四・五</p>	<p>六 その他の製造業 (この項の七に掲げるものを除く。)</p>	<p>四・五</p>	<p>七 その他の製造業 (めっき工程、塗装工程、皮膜化成工程、酸洗浄及び脱脂工程、湿式バレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)</p>	<p>八 飲食料品小売業 (整理番号二一二の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>四・五</p>	<p>四・五</p>	<p>九 水道業</p>	<p>一〇 旅館その他の宿泊所 (整理番号二一四の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>五</p>	<p>四・五</p>	<p>一一 洗い張り・染物業</p>	<p>四・五</p>	<p>一二 生活雑排水、整理番号二二一の項及び同二二二の項に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(同二〇九の項、同二一四の項、同二二〇の項から同二二三の項ま</p>	<p>八</p>	<p>七</p>
---	--	------------	------------	--	------------	------------	--	------------	--	--	------------	------------	--------------	---	----------	------------	--------------------	------------	--	----------	----------

一五 その他	一四 自動式車両洗浄施設を有するもの (整理番号二の項から前項まで及びこの項の一から一三までに掲げる業種その他の区分に属するものは除く。)	一三 酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの (整理番号二の項から前項まで及びこの項の一から一二までに掲げる業種その他の区分に属するものは除く。)	で及び前三項までに掲げる業種その他の区分に属する指定地域内事業場は除く。)
四・五	四・五	四・五	
四・五	四・五	四・五	

附 則

この告示は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、Cp、Cpo及びCpi（平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までに、特定施設を設置又は構造等の変更により増加する特定排水に係るものに限る。）の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。